

八尾市地域公共交通会議の会議の傍聴に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、八尾市地域公共交通会議規則（令和元年八尾市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年7月31日条例第195号）第1条の規定により設置する八尾市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。

2 傍聴の申込の受付は原則として、会議の当日開催時刻の10分前から会議開催時刻まで行う。

3 傍聴者の決定方法は、受付開始の時点で傍聴定員を超えている場合は、抽選により決定する。

4 傍聴者には、原則として交通会議委員に配布するものと同じ資料を、傍聴中に限り貸与するものとする。ただし、交通会議が公開すべきでないと認める事項の資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りではない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨げ、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、または公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をし、または騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等音声を発する機器の電源を切ること。
- (6) 第2条第4項の規定により貸与した会議資料（以下「貸与資料」という。）に書き込

み等をしないこと。

(7) 傍聴終了後、直ちに貸与資料を返却すること。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影、または録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第6条 会長は、傍聴人がこの内規に定める事項に違反したときは、これを制止し、または退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止および退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じ、または退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(補足)

第8条 この内規に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月29日から施行する。